

2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」を連載しています。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

公務員技術者の訴訟リスク

公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～ (2)

とまり 泊
ひろし 宏*

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」の連載2回目となる今号では、まず、裁判制度の概要について解説します。裁判制度は学生時代に社会科で勉強をしてよく覚えている方もいると思いますが、民事訴訟、控訴・上告などについて「何となくわかるけど…」という方もいるかもしれません。今一度、おさらいをするときの参考になれば幸いです。

次に、「想定される事例」として「加算金を県職員に請求」を取り上げます。公務員に賠償を求めようとする訴訟を誰が起こすのでしょうか。積算ミス・手続きミスで損害を被った業者、管理瑕疵によってケガをした利用者、地元説明の行き違いで不利益があった住民。もちろん、このような方が、自分自身が賠償金を受け取ることを目的として訴訟を提起することはあり得ます。しかし、訴訟を起こすのはこのような方だけではありません。

裁判制度の概要

1) 訴訟

訴訟とは、法律上の紛争等の解決のため、対立する利害関係者を当事者として関与させ、審理判断する手続きである。訴訟は、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟に大別される。

(1) 民事訴訟

私人と私人との間の紛争や利害の衝突について、民法などを適用して解決するための訴訟手続きである。民事訴訟法の手続きに従って審理される。

(2) 刑事訴訟

特定の人の犯罪を認定し、これに対して刑罰を科すための訴訟手続きである。刑事訴訟法の手続きに従って審理される。

国（検察）が被告人を起訴し、求刑、有罪の立証活動を行う。検察が不起訴処分とした場合でも、一般市民からの告発等があれば、検察審査会において審査し、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当のいずれかを議決する制度がある。

(3) 行政訴訟

行政上の法律関係を解決させるための訴訟手続きである。行政庁の権限行使に対する国民の不服などについて、行政法規（河川法、道路法など）を適用して、行政事件訴訟法の手続きに従って審理される。

2) 三審制

日本の裁判においては、基本的に三審制が採用されている。第一審の判決に不服で第二審の裁判を求めることを「控訴」、第二審の判決に不服で第三審の裁判を求めることを「上告」という。

訴額が小さい訴訟の場合に簡易裁判所、少年事件の場合に家庭裁判所が第一審となること等があるが、これらの場合を除くと、第一審は地方裁判所、第二審は高等裁判所、第三審は最高裁判所である（図1参照）。

*一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

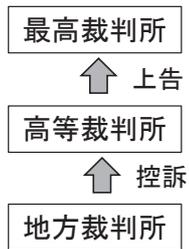


図-1 三審制(例)

想定される事例(その2)

「加算金を県職員に請求」

〈概要〉

A県が国からの補助金を受けた道路事業において、地元調整の遅れにより、工事が予定どおりに進捗しなかった。この工事に関して、予定どおりに進捗しなかったものの、繰越手続き等が行われていなかった。このことが会計検査で判明し、当該年度に未完成だった部分も竣工済として扱われたことに伴い、出来高の過大認定、補助金の過大受給があったとして、過大受給していた補助金とこれに伴う加算金をA県から国に返還することとなった。

これに関して、住民から、県が加算金を支払うこととなった原因は県関係職員にあるとして、加算金相当額を県関係職員に対して請求するよう、A県に求める訴訟を提起した。県関係職員は、制度についての理解が不十分で、県に損害を与える意図はなかったことを主張した。一審判決では、住民の主張を概ね認め、県が支払った加算金の原因は関係職員の違法な行為によるものとして、加算金相当額を県土木事務所の所長、課長、係長、担当職員と検査員に対し請求するよう、A県に命じるものであった。

A県は控訴したが、控訴審判決においても、1審判決とほぼ同様に、加算金相当額を県関係職員に対し請求するよう、A県に命じるものであった。A県は、上告を断念し、加算金に相当する約600万円を関係職員に請求することとなった。

〈解説〉

発注機関に勤務していれば、実務担当者でも管理職でも、設計や工事の遅れは頭の痛い問題である。天候不順など不可抗力に近いこともあれば、地元関係者や関係機関との調整が長引く場合もある。特に、自分の説明が不十分であった場合、段取りに不手際があった場合、組織内の意思決定に時間を要した場合などは、当事者にとって気が気でなくなることもあるであろう。

一方で、予算執行に関しては法令等で必要な手続き等が定められており、これらに従って執行することが求められている。必要な手続き等に不備があった場合、ペナルティが課されることがある。本件における加算金は組織(A県)に対するペナルティである。さらに、本件では、A県が支払った加算金の原因は関係職員によるものとして、職員に対して請求することとなった事例である。

住民には様々な方がいる。道路整備によって生活が便利になる方、河川改修によって安全性が高まる方など、事業によって恩恵を受ける方が多くいる。本来、インフラ整備は、国民・住民の安全・安心や豊かな生活などに資するもののはずである。一方で、事業のために移転を求められる方、工事に伴う騒音や振動で生活に支障が生じる方もいる。また、事業には直接関係がなくても、事業の必要性に疑問を持つ住民もいる。さらに、行政機関が行うことに対して厳しい目を持つ住民もいる。

本件の原告住民は、自分自身が賠償金を受け取ることを目的として提訴したわけではない。県に対して賠償することを求めた訴訟である。ムダな公共事業を進める公務員、手続きを適正に行わない公務員に「お灸をすえる」ことを意図する住民もいるのである。

訴訟を起こすのは、直接的に損害を被った業者や住民だけではないのである。

ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク～事例と解説～」へのご意見・ご感想を「会員だより」(本号79ページ参照)にお寄せください。